

第3次戸田市都市マスタープランの 全体構想（案）等説明資料

- 1 第1回推進委員会・見直し検討委員会において反映した意見について
- 2 第2次都市マスタープランからの見直し視点
- 3 全体構成（案）
- 4 都市づくりの基本目標
- 5 都市づくりの目標を実現するための基本方針
- 6 地域別構想について
- 7 今後のスケジュール

1 第1回推進委員会において反映した意見について

■ 第1回推進委員会

意見（概要）	対応	掲載箇所
・「都市計画マスタープラン」と「都市マスタープラン」のどちらかに書き方を統一したほうがよい。	・法的位置づけでは「都市計画マスタープラン」であるが、市では「都市マスタープラン」という名称としているため、「都市マスタープラン」に統一。	全資料 共通
・立地適正化計画は都市マスの関連計画であるならば、上位・関連計画と記載すべき。	・「上位・関連計画」に統一。	全資料 共通
・市の総人口は増加しているが、外国人国籍の人口が急増している。人口動向は、外国人国籍の転入数も含めて検討すべき。	・外国人国籍の総人口動向の傾向を現状分析に追記。	参考資料01 P12,13 参考資料02 P8
・産業について、印刷製本関連産業や食料品製造業が主とあるが、物流倉庫も増えているのではないか。	・印刷製本関連産業や食料品製造業の他に、物流施設が増加していることを追記。	参考資料01 P18

1 第1回見直し検討会において反映した意見について

■ 第1回見直し検討委員会

意見（概要）	対応	掲載箇所
・都市マスタープランと立地適正化計画の役割分担の明確化にすべき	・第1章 策定の基本的な考え方に明記	参考資料01 P4
・背景から課題、改善案のようなフローで示すとわかりやすい計画になる	・課題、目標、方針の流れを整理	資料02 P5
・地球温暖化対策に関する施策を位置付けてほしい	・第1章内の「社会情勢に係る現状及び課題」、第2章内の「都市マスタープラン見直しの視点」、第3章内の「環境まちづくりの方針」に反映	参考資料01 P25, 28, 62
・立地適正化計画及び同防災指針を反映すべき	・第3章内の「防災都市づくりの方針」に反映	参考資料01 P58
・若い世代の居住を促すため、安全性の向上に力をいれてほしい	・第3章内の「防災都市づくりの方針」及び「防犯都市づくりの方針」に反映	参考資料01 P58、63
・災害と犯罪はテーマが異なる	・第3章内で「防災都市づくり」と「防犯都市づくりの方針」を区分	参考資料01 P58、63
・テレワークの増加等の生活様式の変化については駅の乗降率等のバックデータを示すべき	・資料編に記載	参考資料02 P29
・現都市マスタープランの進捗具合と達成度合いを示した方が良いのではないか	・進捗管理シートを資料編に反映	参考資料02 P61-67

2 第2次都市マスタープランからの見直しの視点

■ 見直しの視点

① 上位計画・関連計画との整合

- ・「第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）」策定以降、「戸田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県策定）」、「第5次総合振興計画」、「立地適正化計画（防災指針）」等が策定され、その整合性の確保が必要。

② 激甚化・頻発化する災害に対応するための防災力の強化

- ・首都直下地震の発生が予想され、地域防災力の強化が急務。
- ・ハード・ソフトの包括的な防災施策による災害リスクの軽減が求められる。

③ 持続可能な脱炭素社会の実現

- ・地球温暖化対策、脱炭素化社会、循環型社会に向けた、環境にやさしいまちづくりを推進。
- ・「2050年ゼロカーボンシティとだ」を目指していくことを表明（令和6年）。

3 全体構成（案）

■ 基本理念の見直し

基本理念（案）：

このまちで良かった ○○○○○○○○○○○○○○○○○ とだ

①

②

検討の意図

① このまちで良かった

戸田市が「選ばれるまち」となるために、本市に住んでいる方や、事業者の方が、「このまちで良かった」と感じてもらえることを目指す。

第5次総合振興計画の将来都市像：『このまちで良かった』 みんな輝く 未来共創のまち とだ

② ○○○○○○○○○○○○○○○○○

- 例：
- ・自然、環境、水、緑を感じられるキャッチコピー。
 - ・ウォーカブルな賑わいのあるまちづくりの推進をはじめ、全国的に人口減少が進んでいる状況の中でも、将来も住み続けたいくなる活力があることを感じられるキャッチコピー。

3 全体構成（案）

基本理念(案):このまちで良かった ○○○○○○○○○○○○○ とだ

課題		基本目標	基本方針（分野別方針）	
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模の維持。 誰もが快適に住める環境の整備。 	①誰もが快適に住み続けられる環境づくり	土地利用	(1) 土地利用ごとの方針 (2) 住宅地・商業地・工業地の区分及び土地利用の秩序づくり (3) 都市機能の更新・誘導 (4) にぎわいのある拠点の形成 (5) 活気ある産業の育成と推進
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者の相互協力。 共生できる環境づくりの必要性。 	②住環境・自然環境・商業機能・工業機能が調和した都市づくり	都市施設	(1) 道路の整備方針 (2) 公園・緑地の整備方針 (3) 河川・水路の整備方針 (4) 公共下水道の整備方針 (5) その他の整備方針
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設の着実な整備の推進。 市全域で快適な生活環境づくり。 民間の資金やノウハウを活用した効率的な施設の維持管理。 	③多様な都市活動が実現可能な基盤都市づくり	公共交通	(1) 利便性の高い公共交通の整備 (2) 徒歩・自転車で行動したくなる快適な移動空間の整備 (3) 公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進
産業	<ul style="list-style-type: none"> 市内産業の活性化。 市内企業の競争力を強化。 	④良好な操業環境と活力がある産業都市づくり	市街地整備	(1) 土地区画整理事業の推進 (2) 地区計画等の手法による市街地整備の推進 (3) 住宅市街地の形成
交通	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車に過度に依存しない持続可能な交通移動手段の普及。 デジタル技術の活用。 	⑤誰もが移動しやすい持続可能な交通都市づくり	防災	(1) 災害全般における防災方針 (2) 地震災害における防災方針 (3) 水災害における防災方針
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 中心拠点のにぎわい創出。 市民の様々な都市活動を支える都市機能の集積。 	⑥拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い魅力ある都市づくり	景観	(1) 魅力ある都市空間を創造する駅周辺の顔づくり (2) 先導となる公共施設等の魅力的な景観形成 (3) 土地利用ごとに個性と美しさを有するまち並み形成 (4) 地域の景観資源をいかしたうらおいのある景観形成 (5) 市民に永く親しまれ愛される景観形成
防災	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い基盤整備。 適切な維持管理。 	⑦災害に強い安全・安心な都市づくり	環境	(1) 公共施設的环境保全の配慮 (2) 市全域のエネルギー利用の効率化 (3) 市民・事業者・市の協働による環境保全の推進
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型システム等の補助金制度の拡充。 環境保全に対する意識向上。 新技術や制度の紹介・周知。 	⑧自然環境に優しい持続可能な都市づくり	防犯	(1) 防犯に配慮した施設整備の推進 (2) 市民・事業者・市の協働による防犯まちづくりの推進

4 都市づくりの基本目標

■ 都市づくりの基本目標

基本理念の実現のために、以下の8つの都市づくりの目標を展開します。

①誰もが快適に住み続けられる環境づくり

- ・生活関連施設や住宅供給を見直し、誰もが快適に住み続けられる環境を推進する
- ・住みよい都市づくりのため、市民の自主的な取組を活発化させる

②住環境・自然環境・商業機能・工業機能が調和した都市づくり

- ・計画的な土地利用の配置による住環境・自然環境、商業機能・工業機能の調和を図る
- ・自然環境を保全し、持続可能で環境に優しいまちを目指す

③多様な都市活動が実現可能な基盤都市づくり

- ・安心して暮らせる都市基盤の整備や多様な都市活動が可能な基盤都市づくりを目指す
- ・公園等の整備で多世代が健康的なライフスタイルを実現できる環境を作る

④良好な操業環境と活力がある産業都市づくり

- ・工場などの操業環境を保全し、産業を活性化し、地域経済の成長を促進する
- ・持続可能な雇用創出や地域活力を高め、魅力的な産業都市を目指す

⑤誰もが移動しやすい持続可能な交通都市づくり

- ・コンパクトな都市環境、公共交通ネットワークの形成、歩行者・自転車道路網の整備により、徒歩や自転車で移動しやすい都市環境を整える
- ・環境負荷の低い移動手段を奨励し、持続可能な交通都市を目指す

⑥拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い魅力ある都市づくり

- ・鉄道3駅周辺を中心にまちなかウォークアブル推進事業を展開する
- ・市民活動を支える都市機能を集積し、拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い魅力ある都市づくりを進める

⑦災害に強い安全・安心な都市づくり

- ・災害に強い都市基盤や住宅の整備、適切な維持管理の実施、防災活動拠点となる避難所施設を確保する（ハード面）
- ・意識啓発とコミュニティ強化による地域防災力を向上させる（ソフト面）

⑧自然環境に優しい持続可能な都市づくり

- ・脱炭素社会、循環型社会等の環境に配慮した持続可能な都市づくりを行う
- ・都市環境と自然環境の調和と環境保全への意識向上を図る

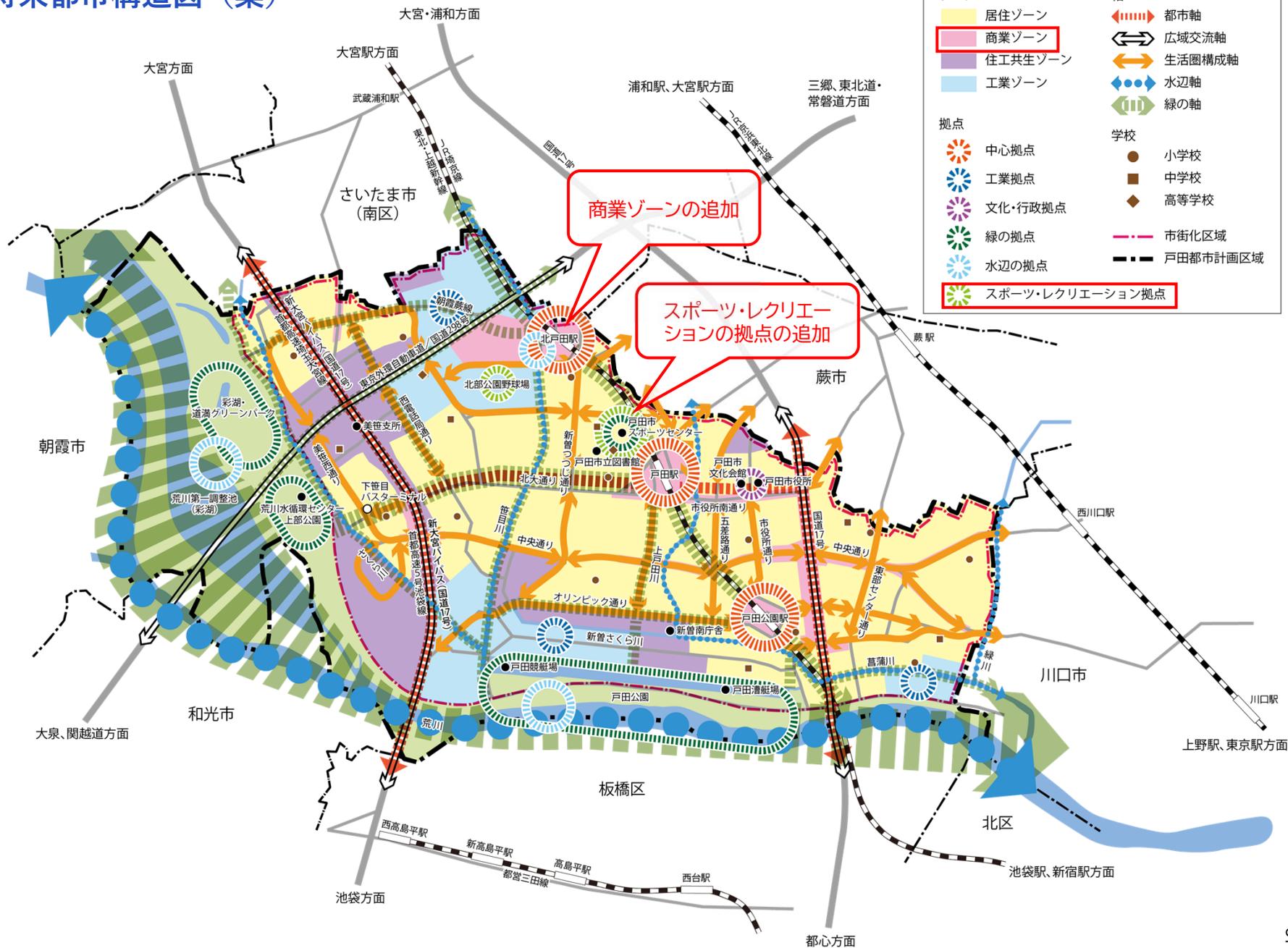
2 第2次都市マスタープランからの見直しの視点

■ 見直しにおける主な追加ポイント

追加ポイント		理由
基本目標 (将来都市構造)	①商業ゾーンの追加	<ul style="list-style-type: none"> 将来都市構造に、現在の土地利用方針と整合を図るため「商業ゾーン」を追加。 <u>商業ゾーン</u>：交通利便性を活かし、広域的な集客力の強化を目指して商業を活性化させる。また、地域の日常生活を支える商業機能を充実させ、居住環境を兼ね備えた、商業機能の維持と強化を図るゾーン。
	②スポーツ・レクリエーション拠点の追加	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や体力に応じてスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めるため、将来都市構造に「スポーツ・レクリエーション拠点」として追加。 <u>スポーツ・レクリエーション拠点</u>：健康増進や余暇活動の中心として、施設の維持・保全を図り市民がスポーツと関わる機会を増やし、スポーツ・レクリエーションの機能を充実させる。
分野別の基本方針	③住宅政策	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に人口減少が進む中、将来にわたり人口規模を維持していくため、若年層の定住促進をはじめ、多世代に向けた住環境づくりの整備を推進する。
	④ウォークアブル事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 北戸田駅を主に、鉄道3駅において、ウォークアブルの推進事業が検討されているため。

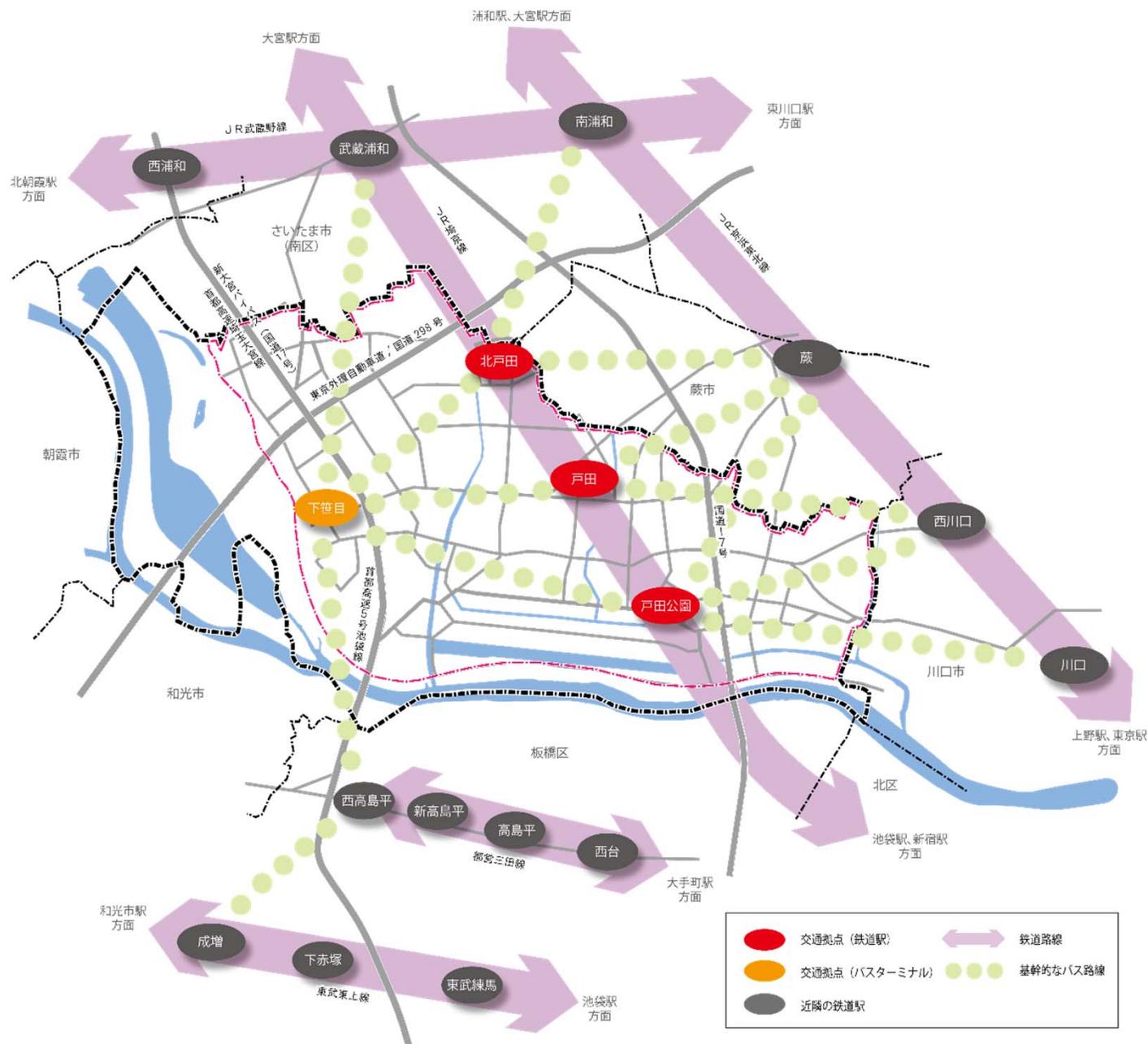
4 都市づくりの基本目標

■ 将来都市構造図 (案)



4 都市づくりの基本目標

■ 目指すべき都市の骨格構造（基幹的な公共交通軸）



5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 改定の視点

改定の概要	見直しの視点			見直しにおける主な追加ポイント				関係施策	
	①上位・関連計画との整合	②激甚化・頻発化する災害に対応するための防災力の強化	③持続可能な脱炭素社会の実現	スポーツ・レクリエーション拠点の追加	商業ゾーンの追加	住宅政策	ウォークアブル事業の推進	ごみ処理施設(蔵戸田衛生センター)の改修	所管課
都市づくりの基本目標	-	-	-	●	●	-	-	-	-
都市づくりの目標を実現するための基本方針	土地利用	・立地適正化計画 ・土地利用調整方針	・安全・安心な住宅地づくり	-	-	●	●	-	・建築住宅課 ・都市計画課 ・まちづくり区画整理室 ・経済戦略室
	道路	・第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画	・災害時の緊急輸送路や避難路	・低炭素な移動手段を推進 ・電気自動車の普及支援	-	-	●	-	・まちづくり区画整理室 ・道路管理課
	公園・緑地	・水と緑のネットワーク形成プロジェクト ・戸田市公園リニューアル計画	・防災施設の設置等	・自然環境の保全と景観の向上を図る ・既存樹木や在来種の保全に配慮	●	-	-	-	・みどり公園課
	河川・水路	・上戸田川基本計画 ・さくら川整備計画	・水害被害が発生した箇所への対策	-	-	-	-	-	・河川課
	公共下水道	・戸田市下水道ビジョン	・老朽化した下水道施設の更新、維持管理、耐震化	-	-	-	-	-	・下水道施設課 ・まちづくり区画整理室 ・総務課(水安全部)
	その他都市施設	・ごみ処理基本計画	・適切な容量の駐輪場を確保し、放置自転車等が避難や緊急車両の通行を妨げない	-	●	-	-	●	・文化スポーツ課 ・経済戦略室 ・資産マネジメント推進室 ・下水道施設課 ・都市交通課
	公共交通	・戸田市都市交通マスタープラン	-	・多様なモビリティの普及 ・環境負荷の低減や渋滞緩和を目指す	-	-	-	-	・都市交通課
	市街地整備	・各地区地区計画 ・戸田公園駅西口駅前地区地区まちづくり構想	-	-	-	-	-	-	-
	防災	・立地適正化計画 ・防災指針	-	-	-	-	-	-	・道路管理課 ・河川課
	景観	・第2次戸田市景観計画	-	-	-	-	-	-	・都市計画課
環境	・戸田市環境基本計画2021改定版 ・ごみ処理基本計画	-	・低炭素な移動手段の普及および支援 ・自然環境の確保および保全	-	-	-	-	・環境課	
防犯	-	-	-	-	-	-	-	・くらし安心課	

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 1 土地利用の方針

(1) 土地利用ごとの方針

方針	内容	第二次からの変更点
① 住居系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住環境の確保 ・ 自然環境や良好な交通環境を活かした居住環境 ・ ライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らしや活動の実現 ・ 若年層の定住促進と子育て環境の魅力向上 ※1 ・ 多世代に向けた住宅環境づくり ※2 ・ 安全・安心な住宅地づくり ※3 <p>【専用住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の土地利用が大部分を占める住宅地の形成 <p>【一般住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅を中心に、商業、サービス業の事業所等も立地する住宅地の形成 	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画の居住を反映。（まちづくり方針②の施策・誘導方針②） <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築住宅課の施策の内容を反映。 ・ 追加ポイント「住宅施策」を反映。 <p>≪具体的な施策≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代に向けた供給を促す関係例規 <p>※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し視点「②防災力の強化」に対応。 ・ 建築住宅課の施策の内容を反映。 <p>≪具体的な施策≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分譲マンションの修繕や大規模改修に関する相談体制 ・ 市営住宅長寿命化計画の改定
② 商業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道3駅の特徴を活かした個性豊かな商業地の形成 ・ 鉄道3駅を中心とした居心地が良く歩きたくなる環境整備の推進 ※1 ・ 鉄道3駅周辺と沿道型商業地の機能分担の明確化 <p>【拠点商業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居心地が良く歩きたくなる環境整備による、にぎわい創出、交流人口増加、地域経済活性化 ※2 ・ 都市機能の集積 ・ 中高層住宅による都市型居住の推進 ・ 多世代に向けた住宅環境づくり ※3 ・ 緑化や街並みの形成による景観の配慮 <p>【沿道型商業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な集客強化のための自動車利用に適した施設配置と住宅地と調和する商業地の形成 ※2 ・ 連続した低層階の商業・業務施設の立地 <p>【沿道型近隣商業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の日常生活を支える商業地を形成 ※2 	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画課の施策の内容を反映。 <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちなかウォークブル推進事業の将来ビジョン」より各商業地の機能分担の考え方を追記。 ・ 追加ポイント「ウォークブル事業の推進」を反映。 <p>≪具体的な施策≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道3駅周辺まちなかウォークブル推進事業 <p>※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築住宅課の施策の内容を反映。 <p>≪具体的な施策≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代に向けた供給を促す関係例規

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 1 土地利用の方針

(1) 土地利用ごとの方針

方針	内容	第二次からの変更点
③ 工業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区と調和した環境整備 ・敷地内緑化等の環境整備 ・工業・物流の強化を図る ・工業系土地利用であっても、住環境向上が求められる地区は、産業活動・住環境の両立させる取組を推進 ※2 ・工業系土地利用が占める割合に応じて土地利用制度を活用 ※2 【工業地】 ・良好な操業環境の維持・向上を推進 ※1 	※1 ・立地適正化計画の工業ゾーンの考え方を反映。（まちづくり方針②の施策・誘導方針④） ※2 ・土地利用調整方針の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ ・企業立地マッチング促進事業 ・地区計画、特別用途地区等の検討 ・工業見える化事業
④ 複合系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅とその他の用途が調和した複合系土地利用 ・地区の実情に応じた土地利用を誘導・調整するため、地区計画等による土地利用の適正化を図る ※1 【沿道型複合地】 ・地域に身近な商業・サービス施設の誘導 【住工共生地】 ・住宅と工業が共生できる環境づくり ・騒音等の影響を踏まえ、住宅と工場の上に空間を確保 ※1 	※1 ・土地利用調整方針の内容を反映。（基本的な考え方、工業系用途地域全般における土地利用調整方針）
⑤ その他土地利用 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・行政機能の強化 ・土地の高度利用を図る 【文化・行政中心地】 ・市民の文化的活動や行政サービスの向上を促進 ※2 【高次都市機能誘導エリア】 ※3 ・市全域からの利用を対象とした生活利便施設の誘導 ・誘導にあたっては、民間活力を適切に活用 	※1 ・土地利用方針図の凡例の構成と合わせるため、統合 ※2 ・立地適正化計画の文化・行政拠点の考え方を反映。（誘導施設の考え方） ※3 ・立地適正化計画の中心拠点の考え方と整合しているため変更なし。

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 1 土地利用の方針

(2) 住宅地・商業地・工業地の区分及び土地利用の秩序づくり

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道3駅を中心拠点に商業地、その外周に住宅地、市の西部を中心に工業地を形成・ 市街地の状況や土地利用転換の動向に応じて、適切な土地利用を誘導 ※1	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土地利用調整方針の内容を反映。（基本的な考え方） ≪具体的な施策≫ <ul style="list-style-type: none">・ 地区計画の運用

(3) 都市機能の更新・誘導

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・ 住居系土地利用に囲まれた工場等が操業する地区や街区では、望ましい土地利用に向けた都市機能の更新・誘導を行う・ 大規模な土地利用転換が行われる場合、適切な居住や都市機能の誘導を図る ※1・ 周辺への影響を低減するため、事業者との調整を行う仕組みの構築を検討 ※1	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土地利用調整方針の内容を反映。（工業系用途地域全般における土地利用調整方針） ≪具体的な施策≫ <ul style="list-style-type: none">・ 大規模土地の取引段階における届出・助言制度

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 1 土地利用の方針

(4) にぎわいのある拠点の形成

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・事業者と連携して「居心地が良く歩きたくなるまち」から、地域に新たな賑わいを創出 ※1	※1 <ul style="list-style-type: none">・都市計画課、まちづくり区画整理室の施策の内容を反映。・追加ポイント「ウォークブル事業の推進」を反映。

(5) 活気ある産業の育成と推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・市内事業者の経営基盤を強化 ※1・商工会等との連携による経営改善に向けた講習会やビジネス交流会の開催 ※1・地域産業の魅力づくりを支援 ※1	※1 <ul style="list-style-type: none">・経済戦略室の施策の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ <ul style="list-style-type: none">・工業見える化事業・「戸田ブランド」の認定

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(1) 道路の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
① 歩行者・自転車ともに利用しやすい道路環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車・自動車3者の空間分離で、安全な移動環境を整備 ※1 ・歩道の拡幅、自動車速度の抑制の工夫 ・誰もが安心して通行できる道路空間の整備 ・無電柱化や景観面への配慮 ・外出のきっかけとなる、回遊性のある歩行者・自転車ネットワークの形成 ・歩道整備以外の手法や国のガイドライン改定に基づく見直しを実施 ※2 	※1 ・まちづくり区画整理室の施策のを反映。 ※2 ・第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画の内容を反映。（「歩行者と自転車の道路空間整備の基本方針」） ≪具体的な施策≫ ・第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画
② 鉄道3駅の顔にふさわしい駅前交通広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業や戸田公園駅周辺のまちづくりの進捗に合わせ、駅前交通広場を整備 ・鉄道3駅の顔にふさわしい景観に配慮したデザインとする ・駅周辺のにぎわいの創出を図る ※1 	※1 ・まちなかウォークアブル推進事業の内容を反映。（将来ビジョン） ・追加ポイント「ウォークアブル事業の推進」を反映。
③ 安全で快適な道路空間整備・管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーとユニバーサルデザインの観点を取り入れた整備を進める ※1 ・定期的な点検・調査を効率的に行い、予防保全型の維持・管理を進める ※1 ・既存道路施設の維持管理、機能向上 ※1 ・道路排水施設の性能が発揮できる環境を整備 ※1 	※1 ・道路管理課の施策の内容を反映。

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(1) 道路の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
④ 幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各道路が担う機能を明確に整備を進める ○広域幹線道路の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・広域の自動車交通を円滑に処理 ・沿道における広域的な都市活動を誘導 ・延焼遮断帯、ライフラインの収容空間 ・緑化による緑の軸の形成 ・災害時の緊急輸送路や避難路 ※1 ○主要幹線道路の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・市内外又は市内の地域間における各種交通を処理 ・沿道における都市活動を誘導 ・広幅員の道路は、延焼遮断帯、ライフラインの収容空間、緑化による緑の軸の形成、災害時の輸送・避難路等の役割も担う ※1 ○補助幹線道路 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路を補完 ・市民生活に身近な施設へのアクセス 	※1 ・見直し視点「②防災力の強化」に対応。
⑤ 道路空間における緑の確保と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹や植栽帯の適切な配置、維持管理 ・維持管理のしやすい樹種の変更 ※1 	※1 ・道路管理課の施策の内容を反映。
⑥ 脱炭素に向けた道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車や歩行者専用道路の整備による低炭素な移動手段を推奨 ※1 ・雨水の地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装の使用 ・電気自動車の普及支援のための、補助金や充電インフラ等の施設整備を推進 ※1 	※1 ・見直し視点「③脱炭素社会の実現」に対応。

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(2) 公園・緑地の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
①水と緑のネットワーク形成による生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑道、環境空間、道路及び沿道宅地等を活用して、水辺軸や緑の軸を確保 ※1 水辺軸や緑の軸を中心として、市域全体にわたる水と緑のネットワークを形成し、生物多様性の確保に配慮した公園、緑地、緑道等を整備 「水と緑のネットワーク形成プロジェクト」の重点地区である「彩湖・道満グリーンパーク・美女木地区」「笹目川地区」「戸田中央・菖蒲川沿川地区」を中心に、多様な関係主体による展開を図る ※2 	※1 ・水と緑のネットワーク形成プロジェクトの内容を追加。（基本構想の目的） ※2 ・重点地区の名称を列挙。 ≪具体的な施策≫ ・戸田ヶ原自然再生事業 ・とだグリーンウェイブ活動等
②既存の大規模公園・緑地や広場の活用	<ul style="list-style-type: none"> オープンスペース確保のための公園・緑地・広場の活用 荒川周辺の県営戸田公園や、彩湖・道満グリーンパーク等の公園・緑地・広場を活用し、河川・水辺への親水性を向上 ※1 荒川河川敷や戸田公園エリアを活用した自転車利用を促進 ※1 	※1 ・荒川将来像計画の内容を反映。（「荒川の適正な利用と快適に楽しめる川を創る」の方針）
③公園の適切な配置と整備	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園、近隣公園、地区公園などを適切に配置し、適正利用圏を確保 老朽化した施設を適切に維持管理する ※2 既存の公園の機能を分担することで、公園の個性を引き出す ※2 新たに公園整備を行う際には、グリーンインフラの視点を取り入れ、自然環境が持つ機能を活用する ※1 	※1 ・みどり公園課の施策の内容を反映。 ※2 ・戸田市公園リニューアル計画の内容を反映。（公園リニューアルの基本方針）
④誰もが使いやすい公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化等の地域社会の変化を踏まえた公園を整備 健康づくりの場として多面的に利用できる公園 戸田市スポーツセンターや北部公園野球場、市内のスポーツ・レクリエーション拠点の機能強化・充実を図る ※1 ユニバーサルデザインへの配慮 防災施設の設置等により、誰もが安心して利用できる公園を目指す ※2 	※1 ・追加ポイント「スポーツ・レクリエーション拠点の追加」を反映。 ※2 ・見直し視点「②防災力の強化」に対応。

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(2) 公園・緑地の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
⑤公的空地の活用等による緑地空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公的空地を活用し、緑地や広場を確保 ・市民が身近に利用できる広場の確保 ・自然環境の保全と景観の向上を図る ※1 	※1 ・見直し視点「③脱炭素社会の実現」に対応。 ≪具体的な施策≫ ・宅地開発事業等指導条例
⑥緑の保全・育成・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木や在来種の保全に配慮 ※1 ・住宅地に隣接する荒川水循環センター、工場等の周辺での緑化の充実、緩衝緑地としての機能の強化 ・屋敷林や寺社林、良好な生垣等を保全・育成 ・屋上・壁面の緑化、ブロック塀の生垣化による緑の再生 	※1 ・見直し視点「③脱炭素社会の実現」に対応。 ≪具体的な施策≫ ・緑化推進のための補助金（生け垣、屋上緑化、駐車場緑化）
⑦緑の軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・道路における並木や植栽帯の適切な配置 ・沿道緑化、緑道等の整備、河川沿いの緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、緑の軸を確保していく必要があるため、変更なし。 ≪具体的な施策≫ ・水と緑のネットワークプロジェクト ・とだグリーンウェイブ
⑧JR埼京線沿いの環境空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝緑地、延焼遮断帯、避難路としての機能を担う ・公園・広場、生活道路、交流空間等として活用 ・整備までの適切な暫定利用や管理を誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沿道緑化整備を進める必要があるため変更なし。 ≪具体的な施策≫ ・環境空間整備計画（戸田華かいどう21）
⑨市民・事業者・市の協働による緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間を中心に緑の拠点や緑の軸を形成し、公共施設、民有地の緑化を促進 ・市民、事業者、市が協力して、公園・緑地・広場の整備、緑化、再生、維持管理に取り組む ・包括指定管理者の導入やP-PFI制度※などを活用し、持続可能な公園運営を実施 ※1 ・緑の自然に対する意識の醸成 ※1 	※Park-PFI（公募設置管理制度） ・公園に施設を設置して運営する民間事業者を、公募により選定する制度。 ※1 ・みどり公園課の施策の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ ・公園活用を図る社会実験の実施 ・市民農園「土に親しむ広場」

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(3) 河川・水路の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
① 治水機能向上のための河川・水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上戸田川やさくら川等の河川・水路の整備 ※1 ・ 延焼遮断帯として河川や水路の活用 ・ 土地区画整理事業と連携し、整備や用地確保を促進 ※2 ・ 水害被害が発生した箇所への対策 ※3 	※1 ・ 上戸田川とさくら川を明記。 ※2 ・ 河川課の施策の内容を反映。 ※3 ・ 見直し視点「②防災力の強化」に対応。 ≪具体的な施策≫ ・ さくら川整備事業 ・ 上戸田川整備事業
② 荒川の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川と荒川第一調節池を連続する自然地として保全 ・ 水と緑のネットワークの確保 ・ 生物多様性の確保に配慮した水辺空間の保全・創出 ・ 親水性を確保しつつ、緑豊かな散策路を整備 ※1 ・ 戸田ヶ原自然再生事業や荒川将来像計画に基づく取り組みを推進 ・ 戸田公園、彩湖・道満グリーンパークは河川空間と一体連続性を確保 	※1 ・ 荒川将来像計画より親水性の視点を反映。 (荒川下流部に望まれる自然の姿) ≪具体的な施策≫ ・ 戸田ヶ原自然再生事業
③ 河川・水路の水質浄化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や水路の水質改善に向けて、市民の理解を深める ・ 下水処理水の活用、自然浄化護岸の整備、ヘドロの浚渫など、多角的な取組により、安全で快適な水辺を回復 ・ 河川へのゴミ投棄量を削減するため、イベントなどを通じて市民へ情報を周知 ※1 	※1 ・ 具体的な施策を実施しており、引き続き市民の環境保護への関心を持ってもらう必要があるため、市民への意識醸成の視点を追加。 ≪具体的な施策≫ ・ 戸田ヶ原自然再生事業 ・ 荒川クリーンエイド ・ 笹目川イベント

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(4) 公共下水道の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
① 公共下水道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新曽地域の土地区画整理事業等にあわせて汚水事業を実施 ・汚水未整備地区の解消に向けて取組を進める ※1 ・アセットマネジメントの確立により、継続可能な一体管理を行う ※1 ・ウォーターPPP等の官民連携の拡充により民間のノウハウを活用 ※2 	※1 ・戸田市下水道ビジョンの内容を反映。（基本方針⑤、取組の柱②） ※2 ・下水道施設課の施策の内容を反映。
② 災害に強い下水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した下水道施設は、優先度の高い施設から、適切な更新や維持管理、耐震化を実施 ※1 ・局地的集中豪雨等に対応するため、雨水対策施設を整備 ※2 ・雨水排水能力の検証・分析により、水害被害発生箇所への対策を行う ※3 	※1 ・見直し視点「②防災力の強化」に対応。 ※2 ・戸田市下水道ビジョンの内容を反映。（取組の柱⑥） ・下水道施設課の施策の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ ・北大通り雨水貯留管整備 ※3 ・まちづくり区画整理室の施策の内容を反映。
③ 雨水貯留・浸透施設の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共施設の建築及び大規模な宅地開発行為等の際に、雨水の流出を抑制 ・雨水の一時貯留や地下浸透を推進 ・民有地では、補助制度の周知や交付金の活用により、雨水流出抑制型施設の設置を進める ※1 ・土地区画整理事業内の雨水貯留施設及び雨水排水施設等の整備を加速 ※2 	※1 ・総務課（水安全部）、下水道施設課の施策の内容を反映。 ※2 ・まちづくり区画整理室の施策の内容を反映。
④ 下水処理水の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境創造の一環として、荒川水循環センターで浄化した水の一部を、さくら川へ再生水として放流 ※1 ・水資源の再利用という視点から、処理水放流を継続的に実施 ※1 	※1 ・戸田市下水道ビジョンの内容を反映。（取組の柱⑧）

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 2 都市施設の方針

(5) その他の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
①地域資源を活用した魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる施設の整備 ※1 ・スポーツセンター等、観光振興の拠点的施設の再整備にかかる、基本構想および事業の検討 ※2 ・彩湖・道満グリーンパーク、戸田ボートコース等、既存の地域資源を活用した戦略的な観光振興の推進 ※2 ・自然、歴史・文化、産業、暮らしなどの魅力を市内外に発信 ※2 	※1 ・追加ポイント「スポーツ・レクリエーション拠点の追加」を反映。 ※2 ・文化スポーツ課、経済戦略室の施策の内容を反映。
②持続可能な公共施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽施設の更新・施設の長寿命化を図るための適切な修繕・改修を実施 ※1 ・施設の統廃合や長寿命化計画策定の検討 ※2 ・社会情勢や財政状況、市民ニーズなどの変化を把握し、将来を見据えた公共施設マネジメントを推進 ※1 	※1 ・資産マネジメント推進室の施策の内容を反映。 ※2 ・下水道施設課の施策の内容を反映。
③バリアフリー・ユニバーサルデザインの公共空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、公共建築物等の公共空間において、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進 ※1 ・市役所周辺や鉄道3駅周辺は、それぞれ重点的かつ一体的に整備 ・官民に関わらず、バリアフリーやユニバーサルデザインの空間形成を図る ※1 	※1 ・戸田市バリアフリー基本構想の内容を反映。 (基本方針①)

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

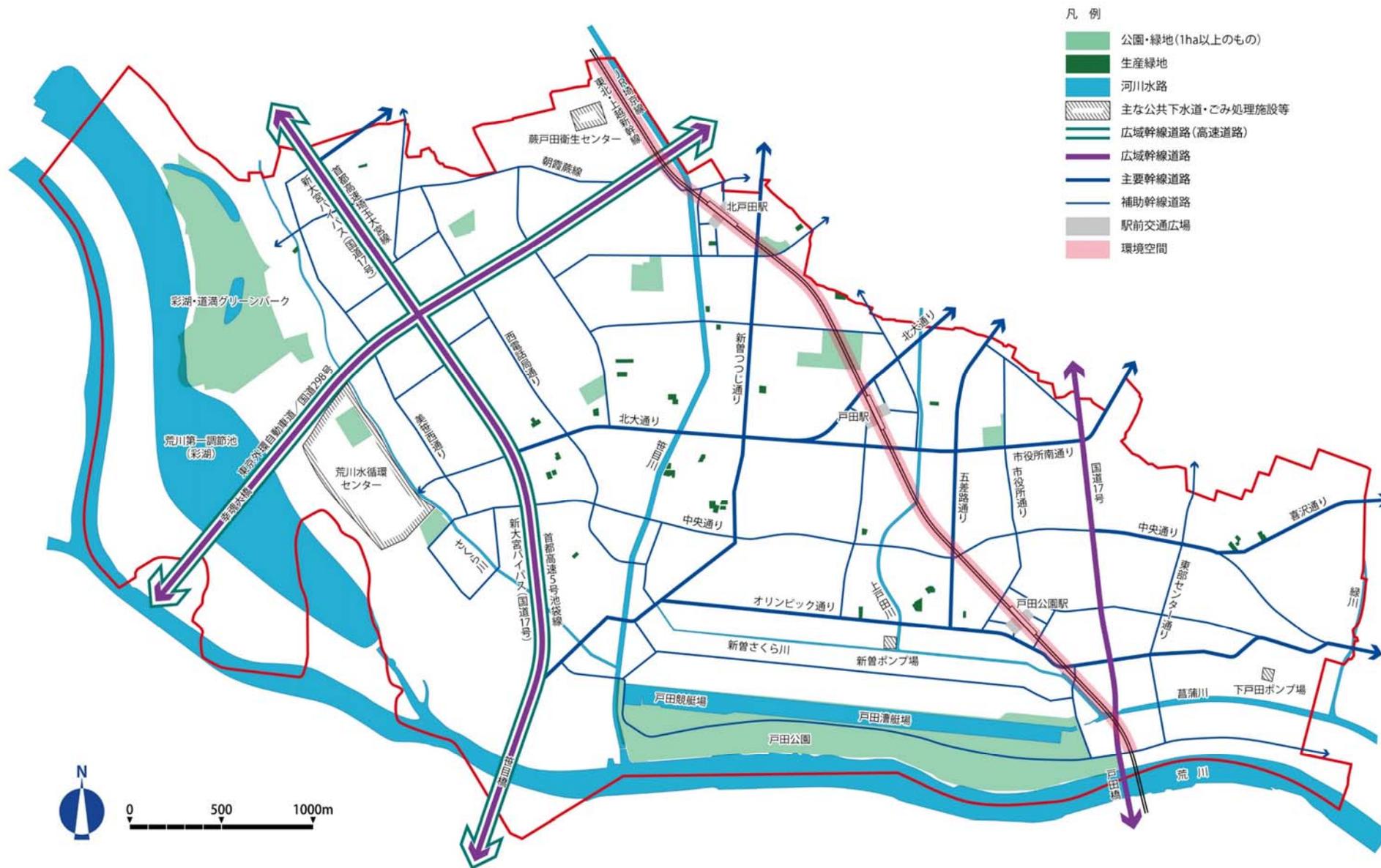
■ 2 都市施設の方針

(5) その他の整備方針

方針	内容	第二次からの変更点
④ごみ処理施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）活動を推進 ・蕨戸田衛生を核に、リサイクル事業を実施 ・蕨戸田衛生センターの老朽化に伴う再整備を検討 ※1 ・ごみの減量化、資源化目標が達成できるよう、市民への周知・啓発に努める ※2 	※1 ・追加ポイント「ごみ処理施設の改修」を反映。 ※2 ・ごみ処理基本計画の内容を反映。（ごみ処理基本計画「基本方針：すべての関係者が一体となった取り組みによる地域社会づくり」）
⑤駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との連携により、駐輪場の整備と適切な管理運営を行う ※1 ・駅を中心とした放置自転車の防止 ・適切な容量の駐輪場を確保し、放置自転車等が災害時の避難や緊急車両の通行の支障とならないようにする ※2 	※1 ・都市交通課の施策の内容を反映。 ※2 ・見直し視点「②防災力の強化」に対応。
⑥公共駐車場・駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用等の需要に対応した駐車場・駐輪場を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設、再整備の場合には、需要に応じて駐車場・駐輪場の容量を設ける必要があるため変更なし。 ≪具体的な施策≫ <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）
⑦必要な都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な都市活動を確保 ・良好な都市環境を保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要な都市施設は必要に応じて整備する必要があるため、変更なし。

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 都市施設の整備方針図



5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 3 公共交通の方針

(1) 利便性の高い公共交通の整備

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・ 自家用車に過度に依存しない持続可能な交通体系を構築・ 公共交通の利用促進と維持・向上・ 交通拠点である鉄道、バス、自転車の乗り継ぎ機能の強化・ 公共交通空白地域の解消に努める ※1・ 市民の多様な移動ニーズに対応したサービスを提供 ※1・ 市内全域で公共交通が利用しやすい環境を整備	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 都市交通課の施策の内容を反映。

(2) 徒歩・自転車で行動したくなる快適な移動空間の整備

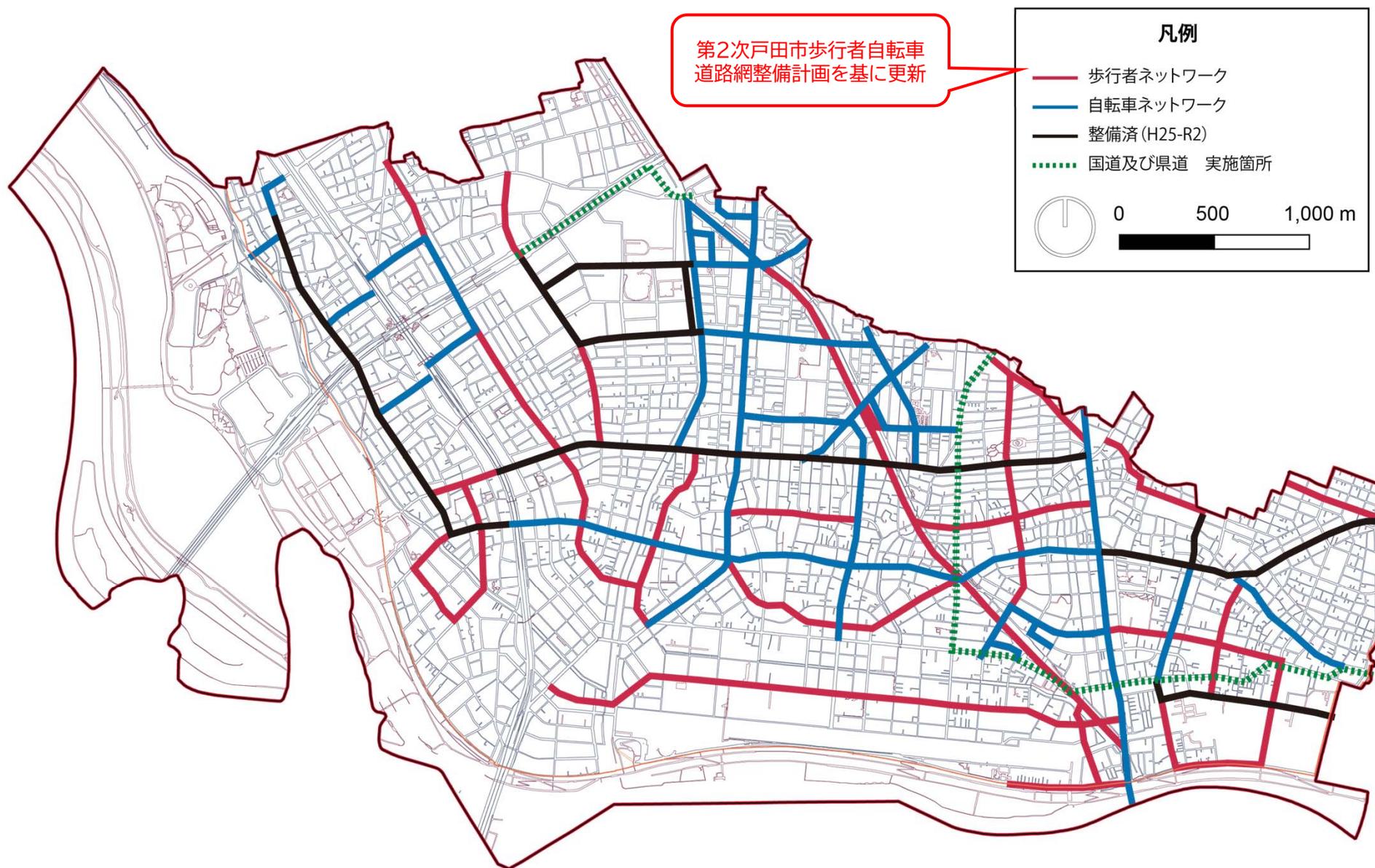
内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・ 徒歩や自転車により移動しやすい環境づくり・ 歩車分離など、安全で快適な移動空間を整備・ 公園、広場、交流施設など、外出のきっかけとなる施設を回遊できる歩行者・自転車のネットワークを形成	<ul style="list-style-type: none">・ 歩行者自転車道路網整備は現在も整備中のため、変更なし。

(3) 公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・ 持続可能な公共交通の維持・向上 ※1・ 多様なモビリティの普及 ※2・ 環境負荷の低減や渋滞緩和を目指す ※2・ モビリティマネジメントの推進	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none">・ 都市交通課の施策の内容を反映。 <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none">・ 見直し視点③「脱炭素社会の実現」に対応。

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 自転車道路網の整備対象路線等通行空間整備状況



5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 4 市街地整備の方針

(1) 土地区画整理事業等の推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により、道路、公園、下水道、駅前交通広場等の整備を進める ・鉄道3駅周辺は、立地特性や土地利用特性を踏まえて事業を実施 ・生活利便施設の立地誘導を図る ・にぎわいのある市街地形成を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業は整備中の個所が存在するため、変更なし。

(2) 地区計画等の手法による市街地整備の推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ○川岸地区 <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画に基づく市街地整備を進る ・住宅市街地総合整備事業により、生活道路、広場等の都市基盤の整備、建替え促進等とあわせた災害に強い居住環境を整備 ・商店街の活性化等の取組を進める ○新曽第一地区及び新曽第二地区 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業、地区計画に基づく市街地整備を推進 ・安全で良好な住環境の形成を図る ○新曽中央地区 <ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり協定や地区計画に基づく市街地整備を進める ・安全で良好な住環境の形成を図る ○美女木向田地区 ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業は行わず、地区計画に基づく市街地整備を進める ※1 ○戸田公園駅西口駅前地区 ※2 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の駅前広場等の基盤を活かす ※2 ・生活利便施設の立地誘導を図る ・中心拠点にふさわしい市街地整備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・美女木向田地区整備計画の内容を反映。 ※2 <ul style="list-style-type: none"> ・戸田公園駅西口駅前地区まちづくり構想の内容を反映。 <p>≪具体的な施策≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 ・美女木向田地区整備計画 ・戸田公園駅西口駅前地区まちづくり構想

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 4 市街地整備の方針

(3) 住宅市街地の形成

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・住まいにおける耐震性や防災性、環境への配慮・様々な世帯の構成やライフステージに応じた住み替えが可能となる、良質な住宅ストックの形成・民間事業者等との連携による居住支援の仕組みづくり・空き家等の活用のため、所有者と利用希望者をマッチングする仕組み等を構築	<ul style="list-style-type: none">・人口動向や関連計画に整合し、引き続き良好な住宅市街地を形成する必要があるため、変更なし。 ≪具体的な施策≫ <ul style="list-style-type: none">・埼玉県住生活基本計画

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 5 防災都市づくりの方針

(1) 災害全般における防災方針

方針	内容	第二次からの変更点
①避難経路確保と災害活動円滑化のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路などの整備・維持管理 ※1 ・狭隘道路の改修や既存橋梁の耐震化 ※1 ・広域的な防災活動拠点の確保と当該拠点へのアクセス道路の安全性の確保 	※1 ・立地適正化計画防災指針の内容を反映。 (取組方針①) ≪具体的な施策≫ ・道路冠水に対応する浸水センサーの設置
②避難環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の機能強化 ※1 ・大規模災害時に他の市町村からの被災住民を受け入れることができる広域的な避難所の指定 ・一時避難場所(身近な公園、広場等の公共空地)、緊急避難場所(小・中学校のグラウンドや公園)、避難所(小・中学校、福祉センター等)の指定 ・地域住民や企業等が協力して避難空間を検討 ・公共施設の更新にあわせた避難空間の確保 ・荒川の氾濫時は、小・中学校、福祉センター等の建物の上層階(3階以上)を緊急避難場所として開放 ・洪水時に緊急避難できる緊急一時避難場所の確保 	※1 ・立地適正化計画防災指針の内容を反映。 (取組方針②)
③市民・事業者・市の協働による安全・安心な都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の協働による、安全・安心なまちづくりの推進 ・地域コミュニティの強化を通じた災害時における相互支援体制の整備、避難訓練、情報共有の促進 ※1 ・日常的な防災意識の醸成 ※1 ・迅速かつ効果的な対応ができる体制の構築 ※1 	※1 ・立地適正化計画防災指針の内容を反映。 (取組方針③)

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 5 防災都市づくりの方針

(2) 地震災害における防災方針

方針	内容	第二次からの変更点
①火災延焼拡大防止のための基盤整備と液状化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防火地域及び準防火地域の指定を適宜拡大 ・都市計画道路の整備や街路樹の設置等による延焼防止 ・密集市街地等における狭隘道路の拡幅 ※1 ・公園の整備による避難路の確保 ※1 ・液状化対策 ※1 	※1 ・立地適正化計画防災指針の内容を反映。 (取組方針①、取組方針②) ≪具体的な施策≫ ・マンホール浮揚防止工事
②住宅の耐震化と安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震・改修 ※1 ・ブロック塀撤去、安全な塀の築造 ※1 	※1 ・立地適正化計画防災指針の内容を反映。 (取組方針②) ≪具体的な施策≫ ・住宅の耐震診断・改修補助金の支援補助

(3) 水災害における防災方針

方針	内容	第二次からの変更点
①災害に強い河川整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の治水施設の維持管理 ※1 ・さくら川、上戸田川の河川改修による治水機能の強化 ※1 ・河川監視カメラによる河川の監視体制の強化 ※1 ・水防計画策定や水防訓練の実施 ※1 	※1 ・立地適正化計画防災指針の内容を反映。 (取組方針①) ≪具体的な施策≫ ・さくら川整備事業 ・上戸田川整備事業
②内水(浸水)被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等に伴う雨水調整施設等の整備 ※1 ・宅地開発や公共施設整備にあたり、貯留浸透機能を強化する ・既存道路を適切に維持管理し、道路排水施設の性能を十分に発揮できる環境を整備 ※1 	※1 ・道路管理課、河川課の施策の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ ・北大通り雨水貯留管整備

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 6 都市景観形成の方針

(1) 魅力ある都市空間を創造する駅周辺の顔づくり

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道3駅周辺整備等を中心とした駅周辺の顔づくりの推進 ・ 駅と主要な場を結ぶ、地域のシンボルとなる道（戸田駅から市役所周辺、戸田公園駅から市役所周辺、戸田公園駅から戸田公園）の魅力ある空間づくりの推進 ※1 ○ 戸田公園駅周辺：地区計画と連動したにぎわいと秩序が感じられる景観形成 ※1 ○ 戸田駅 ※1 ・ 東口周辺：地区計画と連動したにぎわいと秩序が感じられる景観形成 ・ 西口周辺：景観計画の目標と方針に沿った景観づくり ○ 北戸田駅周辺：景観計画の目標と方針に沿った景観づくり ※1 	※1 ・ 第2次戸田市景観計画から各3駅の景観づくり方針を反映。（地域別方針）

(2) 先導となる公共施設等の魅力的な景観形成

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設は周辺景観と調和した質の高いデザインとする ・ ユニバーサルデザインの理念に基づいたデザインとする ※1 	※1 ・ 第2次戸田市景観計画の内容を反映。（公共施設等の景観形成）

(3) 土地利用ごとに個性と美しさを有するまち並み形成

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用ごとの個性と美しさを有するまち並み形成 ・ 大規模建築物や工作物の行為届出等を活用した景観誘導の推進 ※1 ・ 条例やガイドラインに基づく屋外広告物の景観形成の誘導 ※1 	※1 ・ 第2次戸田市景観計画の内容を反映。（景観形成の推進）

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 6 都市景観形成の方針

(4) 地域の景観資源を活かしたうるおいのある景観形成

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域や、景観法に定める景観重要建造物や景観重要樹木の指定制度などの法制度を活用・豊かな水や緑、オープンスペース、地域の歴史や文化を伝える要素といった景観資源の保全・活用・水や緑に親しめる空間の創出とネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none">・第2次戸田市景観計画に基づいているため、更新なし。

(5) 市民に永く親しまれ愛される景観形成

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none">・市民・事業者・市の景観に対する意識の醸成・三軒協定等を活用した地域住民主体の景観づくりを推進 ※1・都市景観アドバイザー制度の活用 ※1	<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画課の施策の内容を反映。 <p>≪具体的な施策≫</p> <ul style="list-style-type: none">・三軒協定・都市景観アドバイザー制度

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 7 環境都市づくりの方針

(1) 公共施設の環境保全の配慮

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車や自転車等、低炭素な移動手段の普及および支援 ※1 ・自然環境の確保および保全 ※1 ・ごみ処理施設における、地球温暖化物質の対策や環境汚染物質の抑制を推進 ※2 	※1 ・見直し視点「③脱炭素社会の実現」に対応。 ※2 ・ごみ処理基本計画の内容を反映。（ごみ処理基本計画「基本方針：二酸化炭素等の地球温暖化物質対策やダイオキシン類等の環境汚染物質の抑制に積極的に取り組みます。」）

(2) 市全域のエネルギー利用の効率化

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・市全域において省エネルギー・再生可能エネルギー機器、太陽光・熱利用システムの導入を推進 ※1 ・防犯灯や道路照明灯のLED化を推進 ・市の事業・施設で、太陽光発電システム・再エネ電力の導入を推進 ※2 	※1 ・戸田市環境基本計画2021改定版の内容を反映。 ※2 ・環境課の施策の内容を反映。

(3) 市民・事業者・市の協働による環境保全の推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・市民および事業者の環境配慮型システムの導入を促進 ※1 ・環境学習やイベントでの情報発信による、市・市民・事業者が一体となった脱炭素の体制づくり ※1 ・廃棄物の削減 ※1 	※1 ・環境課の施策の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ ・環境配慮型システム及び電気自動車等導入補助金交付

5 都市づくりの目標を実現するための基本方針

■ 8 防犯都市づくりの方針

(1) 防犯に配慮した施設整備の推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に配慮した公共空間の整備や維持管理を実施 ・ 施設の配置やデザイン、植栽や樹木の剪定において、見通しを良くし、夜間照明の設置など暗がりや死角を減らす ・ 防犯灯を設置し、適切に維持管理することで夜道の安全性を確保 ※1 ・ 防災や景観の要素と連携した、防犯都市づくりを推進 	※1 ・ 暮らし安心課の施策の内容を反映。

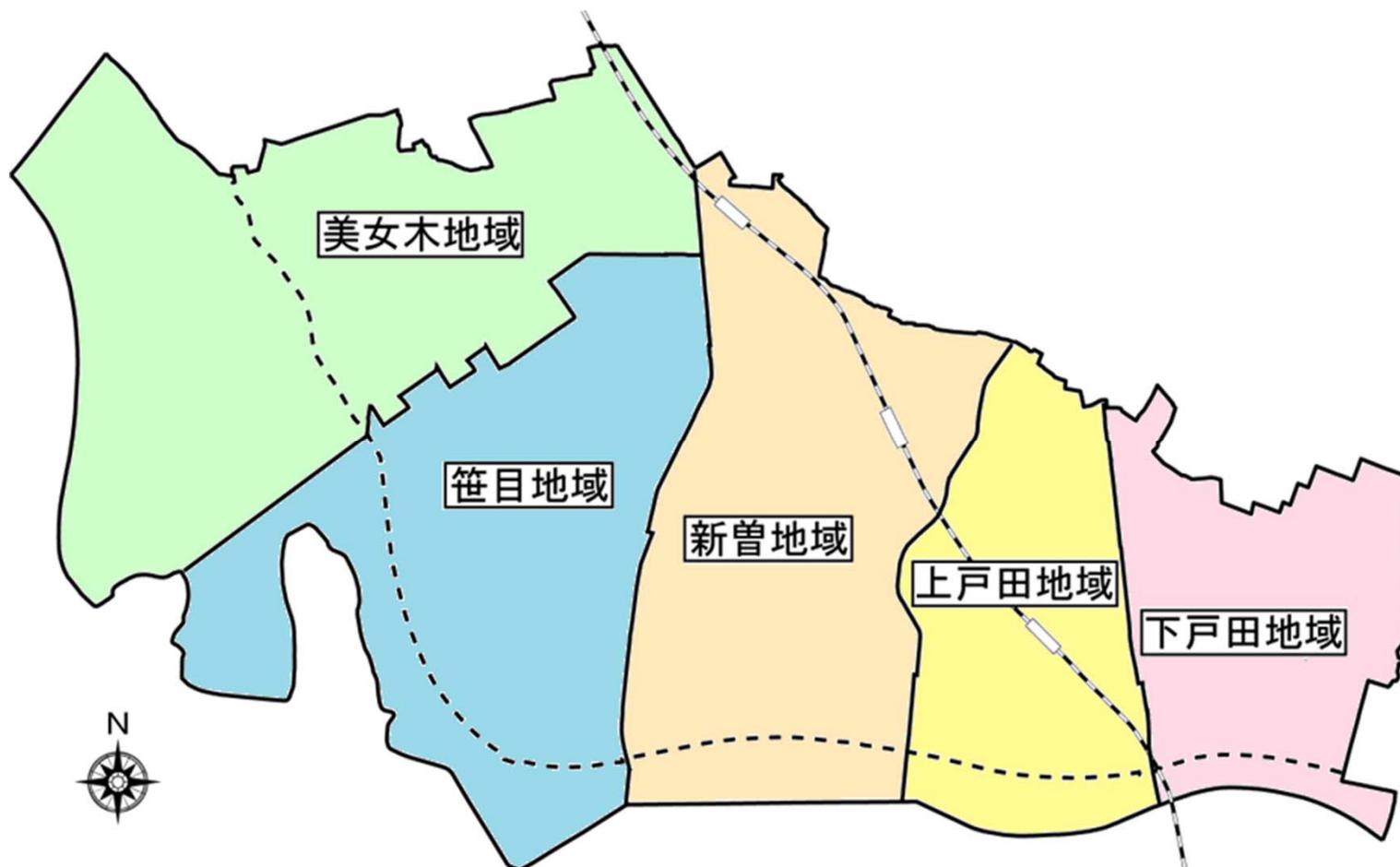
(2) 市民・事業者・市の協働による防犯都市づくりの推進

内容	第二次からの変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画等を活用し、視認性が悪い場所等の改善、道路からの見通しのよいフェンスへの転換を推進 ・ 防犯啓発活動や防犯情報の発信、自主防犯活動への各種支援による防犯体制の強化 ※1 ・ 道路や公園などへの条例に基づく見守り防犯カメラやソフト対策 ※1 	※1 ・ 暮らし安心課の施策の内容を反映。 ≪具体的な施策≫ ・ 見守り防犯カメラ ・ いいとだメール、LINE等の防犯情報発信

6 地域別構想について

■ 地域区分の考え方

- 第2次戸田市都市マスタープランの地区区分を踏襲する
- 区分の基本的な考え方は以下の通り
- 行政区分、市街地整備歴、土地利用、自然条件、道路等の物理的条件、旧村、駅勢圏、学校区、町会・自治会区の社会的圏域等を踏まえた、5区分を採用。



6 地域別構想について

■ 地域別構想の構成について

